

たつの市告示第99号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4第1項及び同法第49条の7第1項の規定により、指定緊急避難場所及び指定避難所を指定し、並びに同法第49条の6第1項及び同法第49条の7第2項において準用する同法第49条の6第1項の規定により指定緊急避難場所及び指定避難所の指定を取り消すので、同法第49条の4第3項及び同法第49条の7第2項において準用する同法第49条の4第3項並びに同法第49条の6第2項及び同法第49条の6第2項において準用する同法第49条の6第2項の規定により、下記のとおり告示する。

令和8年9月10日

たつの市長 山 本



記

1 指定する指定緊急避難場所及び指定避難所

- (1) 施設名 新宮スポーツセンター
- (2) 住 所 たつの市新宮町宮内56
- (3) 指定日 令和8年10月1日

2 指定を取り消す指定緊急避難場所及び指定避難所

- (1) 施設名 新宮小学校屋内運動場
- (2) 住 所 たつの市新宮町新宮437
- (3) 取消日 令和8年9月30日